

終わりのない旅、議会制民主主義の道 — 戦後初期の地方議会報を振り返って —

大和田 建太郎

1. はじめに

戦後の激動期に、地方議会がどのように行動したかをその情報媒体である議会報（議会だより）を通して眺めてみたい。今日の地方議会はさまざまな問題を抱え、いかに再生できるかを問われている。新しい地方自治法の実験台となった初期の議会の経験をたどってみれば、なにがしか再生の手がかりが得られるのではないだろうか。

戦後の二代表制のもとで長年、議会は財源不足と議会事務局職員の不足という“ないづくし”の貧しさにあったが、近年は潤沢ではないとしても、政務活動費という自己財源をもつに至っている。財源と人材という政治資源のさらなる均等化を視野に、再生のシナリオをさぐる機会でもあると考えたい。

戦後の民主化のなかで、自治体広報紙や議会報などがしだいにととのえられた。家庭に定期的に配られる地域の広報紙は大ざっぱにいて、自治体の行政広報紙、議会報、地域の住民団体などがつくる参加型広報紙の三つのタイプがある。いずれも、地域社会の課題などにかかわる情報を伝える役割をもつが、どれほど住民の多様な意見やニーズを受け入れているかで差異がある。

これらのうち、参加型広報紙は住民の多様な意見を盛り込んでつくられる対話の場である。行政広報紙は政策を周知させる機能をもつが、ともすれば行政側からの一方的な情報伝達のツールとなりがちである。議会報は多様な地域課題をめぐり意見、主張をたたかわせる公論の場であり、有権者の声を反映させる場である。執行機関への議会での異議申し立てのありようが、議会報で報じられ、住民の政治参加を促すことになる。

こうしたメディアによる情報周知の繰り返しによって、住民と議会、行政の関係は緊密になり、地域の政治風土に深みを加える。濃密な情報のもとで、住民は地域の公共的課題により注意深くなるのである。もちろん、これらの地域メディアの影響力には限界がある。

新聞やテレビ、週刊誌などのジャーナリズムで日々伝えられる地域情報が、住民の関心をとらえやすいことはいうまでもない。

2. 都道府県、市町村主導の地域メディアの変遷

● 男子普通選挙の効能

行政広報紙と議会報（議会だより）は、ともに戦後民主主義の産物のようにみなされてきたが、終戦前にあっても市町村長が議会で選出される一元代表制のもとで、行政広報紙と議会報を兼ねたものが市報、町報、村報のタイトルで流布していた。

自治体の刊行物は、明治の地方改良運動や大正の郡制廃止、昭和の地方選挙における男子普通選挙、農山漁村経済更生運動などの歴史的転機が発行の誘い水となった。

まず、地方改良運動期に郡役所の「郡報」「郡公報」の創刊が続き、前後して東京市や大阪市などの都市部で「公報」が出された。公報は、条例や規則、行政にかかわる行事の告知のために発行されるもので、議会の動きなども雑報として掲載されるが、一般世帯への配布物ではなかった。

大正デモクラシー期には、市町村報の発刊が増えた。愛知県日進村（現・日進市）の大正15年6月、村報創刊号は「7月1日からの郡役所廃止後の自治権の行使と政務について、当事者はもちろん村民一般が善処すべきと存じ、村報を発刊する」と述べた。新しい自治のかたちを求めて、話題を共有しようという試みである。全国町村長会報昭和6年2月号の「町村報の使命と其の経営について」は、「折角普選になっても、最も関係ある町村会議員の選挙について其他私共の政治思想を遂行させ得ることは出来ない」と、町村報による啓発の必要性を強調している。

こうして、町村報には議会情報が掲載され、地域課題などをめぐる公論の場となったのである。男子普通選挙が、市町村主導の地域メディアを誕生させる要因となった。ただし、農村部の村報類にあつては、農作業の紹介、出稼ぎする繊維女工の賃金相場といった暮らしの情報や納税の奨励、徴兵検査の告知などが紙面の大半を占めていた。

この時期に、参加型広報紙が一部農村地域で青年会などの編集によって登場した。それは、町村役場の行政情報のみでなく、住民のさまざまな肉声を伝えるコミュニケーション空間となった。名望家たちが支配する地域社会に、住民自治の息吹きが漂っていたのである。しかし、軍靴の響きが高まった満州事変前後から、検閲制度や在郷軍人会

などの圧力で参加型広報紙はしだいに影をひそめた。

やがて、農山漁村経済更生運動期に、情報統制の道具として町村報の発行が増えていった。日中戦争が泥沼化するとともに、総動員体制に向けて住民への行政情報の周知策が強化された。農村でも都市でも、出征兵士の壮行会行事や満蒙開拓への動員策がしきりに報じられた。言論統制下にあった商業新聞と同じく、市町村報も人心支配の格好の道具となった。

● パブリック・リレーションズの魔術

戦後、議会と執行機関がともに公選された結果、従来のように市町村議会に市町村長が従属する関係とは異なって、両者は分立することとなった。明治中期以来の自治のかたちが一変し、かつての強い議会・弱い首長という関係は、逆転しうることとなった。この二代表制のもと、自治体内部における情報媒体のありようが大きな焦点となる。

戦後改革期に民主化政策の一環としてパブリック・リレーションズという概念が、アメリカから導入された。連合国軍総司令部は都道府県に対して「県民に政策資料を提供し、判断させ、自由な意思を発表させることに努めなければならない」という趣旨で、パブリック・リレーションズ担当部門の設置を促した。自治体は、住民の要求をさぐって政策形成に生かす施策をとった。

昭和22年の地方自治法改正により、自治体首長は年2回以上、財政状況を住民に公表することになった。日本都市連盟が26年に行った財政白書の公表方法に関する調査によると、回答した152市のうち広報紙や公報への掲載は107市におよんだ。財政白書の公表は、住民の理解を深める工夫に欠けていたものの、行政広報紙の発行を促すアクセルとなった。

この時期に各地の自治体で出された広報紙などの印刷物は、総司令部の検閲機関で収集したプランゲ文庫で一瞥することができる。自治体広報紙や議会報、公民館報は、地域課題をめぐる公論の場となることが多く、住民たちがいかに言論の復活に情熱を燃やしていたかを示している。

そうではあれ、占領軍の活動は一方で、管理された民主主義をすすめるものであった。それを如実に示すものは、25年12月に地方自治庁が総司令部民間情報教育局新聞課長インボーデン中佐の示唆を受けて都道府県知事宛てに発した「地方公共団体に於て広報紙などを発行する場合における一般商業新聞類似行為の禁止について」という通達である。これは、「広報活動においては、すでに客観化された事実について、一般住民に周知徹

底するものであって、ある事実を決定に導くような宣伝行為はこれをなすべきではなく、たとえば、つぎのようなものは、原則として、掲載すべきではない。イ営業広告、ロ評論及びこれに類するもの……」（愛知県知事公室広報課27年4月、「愛知県広報活動の概要」p.25-26）という内容であった。

この背景には、25年6月に韓国と北朝鮮の間で勃発した紛争があったとされている。通達は、行政広報紙で政治的話題を扱うべきではないという発想であった。これは、行政広報紙や公民館報における言論の自由を制限し、参加型広報紙の発展を抑圧した。議会報などにも載っていた民間企業の広告欄がおおむね消滅した。

対話ではなく説得を旨とするパブリック・リレーションズ概念によって、行政広報活動は行政の管理機能といった面に重きをおくようになった。決定した政策や行政サービス、イベントなどをひたすら平明に伝える行政広報紙のスタイルが徐々に定着していった。そこでは、住民と行政の間で情報が双方向に往来することが少なく、「お知らせ」広報という印象がひろがった。

二元代表制のもとで、財源と人材の政治資源を握る首長主導の広報活動が影響力を拡大することになった。地方議会にとっては、その権限強化と自らの情報発信が緊要な課題となってくる。とりわけ、議会報という情報源は、有権者の活字嗜好に訴えて政治文化を培養することに深くかかわっている。

3. 議会報の足取り

● 初期議会に溢れる熱気

新しい地方自治制度の習熟期にあつて、地方議会は地域民主主義の旗手として登場し、新しい仕組みの注釈に追われながら、自らの力量をたくわえることになった。この脈動を伝えるのが議会報である。都道府県議会や市議会は相互に議会報や類似の刊行物を交換しており、これらに載った交換リストやプランゲ文庫の収蔵資料から、議会報と類似刊行物を大ざっぱに把握できる。しかし、その多くは散逸して、うたかたの如く歴史の藻くずと消えている。

そうではあれ、現存資料は、戦後民主主義の熱気のなかで議員たちがどんな壁にぶつかり、どんな夢を描いていたかを、生の言葉で語っている。各地の議会との間で情報共有が盛んに行われ、ひとつの議会報で披露された知見が、他の議会報でも繰り返された。

個々の議会報は断片的な情報を伝えるにとどまるとしても、横断的に集積すれば、より大きな実像が復元される。地方行政にかかわる政府機関が地方の動きに対応した状況もみえてくる。

議会報で垣間見るのは、地方自治がいわゆる“逆コース”をたどるに至るまでのタイムスパンであり、そこでは、地方制度の創設にともなって、相応の政治風土が成熟するかどうか問われることになる。この制度を日常生活の新しい普段着として、着こなすことができるのかどうか。今日の自治の基盤を模索した地方議会の変容、その光と影に立ち会ってみたい。

ここで引用するのは、公共図書館や議会事務局に保存されていて、入手が容易であった資料である。

● 発行回数はきわだって多かった

今日の議会報はおおむね年間5、6回の発行だが、初期には謄写版刷で、週報・旬報のタイトルで発行頻度の多いものもあった。その発行は、昭和23年春の大阪市会や東京都議会などをさきがけとして、熊本県、長崎市、山口県、鳥取県、高知市、名古屋市、静岡市、北海道、札幌市などで相次いだ。

高知市市議会ニュース24年7月30日号は、各市議会の刊行物リストを載せていた。合計42の刊行物には、議会報20（大分、延岡、長崎、松江、広島、呉、新居浜、松山、西条、徳島、舞鶴、神戸、大阪、京都、名古屋、静岡、川崎、横浜、横須賀、札幌）、公報14（鹿児島、熊本、福岡、呉、姫路、西宮、大阪、京都、奈良、名古屋、新潟、仙台、秋田、函館）、自治体広報紙6（広島、新居浜、八幡浜、宇和島、坂出、岡山）、その他2（岐阜、青森）が含まれていた。

これらの多くは、現存資料がないため詳細はつかめないが、議会報や公報、行政広報紙など複数の刊行物を併せて発行する自治体が目立つ。27年末ごろまでの各地の議会報の交換リストによると、議会報や類似刊行物は30余の都道府県議会、約25の市議会であった。交換リストが当時の刊行物すべてを網羅していたわけではないので、実数はもっと多かったであろう。

● 有権者の政治的覚醒をめざす

デモクラシーが繁栄するには、読み書きする住民の活字への執着に答えなければならない。議会報が、政治文化の温床となるからである。

高知市議会ニュース24年1月15日号の「発刊の辞」は、議会活動への理解を願い、「市民各位と市議会とのくさびともならば幸甚です」と告げた。山口県議会は25年6月1日施行の議会月報発行規程に、「民意に基づく民主的議会の運営に資し、併せて県民の政治的関心の昂揚を図るため、議会活動の実態を広く県民に紹介する」ことを目的に掲げていた（山口県議会月報25年5、6月合併号）。

東京都武蔵野市議会報の26年11月創刊号で、議長が「民主主義の政治は世論の政治であり、世論は政治についての正しい認識の上につくられる主権者である」、議会報を通じて「市民が選挙という限られた機会だけでなく、絶えず自らの考えを政治に反映することに努めるならば、市民の福祉は益々増進される」と述べた。

鳥取県議会は、議員や理事者のため各種委員会の記事を中心とした「月報」と、広く県民を対象とする議会新聞「月刊鳥取県議会」の二つを刊行した。月刊鳥取県議会23年8月号「発刊の辞」は、「議会活動の報道に日刊紙の協力を受けているが、用紙事情からの紙面の制約は如何ともなし難いものがある。議会新聞はこの制約を緩和せんがためにほかならない」と述べた。背景には、新聞報道にあきたらなかったという事情もあった。

議会報は住民の地方自治への自覚を高めるためのものだったが、初期には配布先が限定的であった。県議会レベルでは、市町村への配布を優先した。たとえば、鳥取県議会は町村議会などへ無料配布したほか、部落会や青年団、職場団体の代表者には議会事務局から受け取るよう呼びかけていた（月刊鳥取県議会23年9月号）。

高知市議会ニュース24年4月10日号の「編集後記」は、このニュースを広く頒布するには予算が足りないと内情をさらけだしていたが、同ニュース27年4月1日号は「新年度より議会ニュース増刷、希望者に無料配布」とうたい、さらに4月には従来ほぼ月1-2回刊行の市議会ニュースに加えて「市議会週報」を創刊した。

ほとんどの議会は、居住者全戸への無料配布には手が回らなかった。人口約23万人、約5万1千世帯の鹿児島市では、28年4月の行政広報紙発行部数が4万部であったが、議会報は2千部であった（同市議会報27年5月号と28年4月号）。武蔵野市議会報は創刊号から全戸配布したが、当初月1回の発行回数は定例会の開催が減るとともに年5回前後となる。

● 伝統的美風

大阪市会は23年2月26日、「市会週報」を創刊し、24年5月から月3回の「旬報」と

(1) 1949年1月15日(土) 議 會 ニ ュ ー ス (高知)

高知市
議 會 ニ ュ ー ス

No. 1

發行人 高知市議會
發行所 高知市議會
事務局

發刊の辭

議長 中島龍吉

市政へのくさび

新憲法による地方自治法が實施せられまして以來、民主政治の線に沿つて從來の中央集權的組織が地方分權の制度に移行し、逐次中央のもつ權限が地方に移讓されつゝありまことは、地方發展のため又民主國家としての新しい日本を建設してゆくため、まことに御同慶に堪えませ

御承知の如く私共は武器を捨てて世界的文化國家、平和國家を標榜して立つたのであります。民生、經濟を安定し、教養を高めて國力の涵養をはかり、賠償を完遂して平和條約を獲得することに全力を結集して一日も早く國家として國民として、國際的地位を取戻さなければならぬい大きな使命を背負つてゐるのであります。

こうした推移の中にあつて、地方自治體の中核をなす都市行政の動向が地方の完全自立と日本再建に至

大の影響を及ぼすことは申すまでもありません。これを想いますとき我が高知市が戦災復舊の促進、住宅問題の解決、教育の振興、警察力の充實強化、自主的財源の獲得、人件費の膨脹に伴う對策、赤字財政の克服等々當面緊要の問題が山積し文字通り多事多難の中に還暦の新年を迎えましたことは、まことに意義深いものがあり、市勢の振興に一段の奮起を痛感するのであります。

市民皆様の市政を預かる地方議會議員としての私どもは、直接行政運営の任にあたる市當局と相共に、市民最大多数の最大幸福をモットーとして本市の特性を十二分に活かした最も良い施策を講じつゝ市勢の振興をはかり、國家目的の完遂に精進をつゞける念願であります。

本市議會が、議會内部の活動を周知願うと共に、市勢の運営に一層の御理解と御協力を仰ぐべく、市制六十周年の新春を機に議會ニュースを發刊すること、致しました。市民各位と市議會との市政運営のくさびともならば幸甚であります。

今後共皆さんの示教を仰ぎ本ニュースの充實を期してやまない次第であります。

◎ 議會、議員總會、委員會開催回数

(昭和22年5月—23年12月)

種別 月	議 會		議 會	委 員 會						合 計
	定例会	臨時會		議 務	建 設	教 育	民 生	商 工	殖 産	
昭和22年5月		1								
6月	1			1	4	2	2	1	3	13
7月				10	12	12	7	8	8	52
8月	1		1	5	2	5	3	2	3	20
9月			2	2	3	3	3	2	2	13
10月		1		3	5	1	1	1	1	19
11月	1		2	6	4	4	4	1	4	27
12月	1	1	1	7	8	5	2	3	2	26
小 計	4	3	6	34	37	36	22	18	23	170
昭和23年1月		7								
2月			2	3	3	4	1	1		12
3月		1	1	4	5	7	3	1	3	30
4月	1		4	11	4	4	5	4	4	26
5月	1		1	3	5	4	4	2	3	25
6月			1	3	9	5	1	1	1	11
7月	1		2	1	4	4	6	5	3	27
8月		1		5	4	4	6	3	1	23
9月			1	3	6	4	6	4	4	31
10月	1			7	7	6	4	8	3	28
11月			1	5	8	6	6	3	4	32
12月	1		1	1	7	4	6	8	7	33
小 計	6	3	15	49	71	57	49	40	35	301
合 計	10	6	21	83	108	93	71	58	58	471

武蔵野市議會報

發行所
武蔵野市吉祥寺1644
武蔵野市議會
事務局
電話(武) 專用2738番
3636~9番
印刷所
武蔵野市吉祥寺2138
小倉印刷所

市議會報發刊に際して

議長 望月 勝三



第十三回全国都市問題会議が仙臺市公会堂に於て開催せられた。その第一議題として対市民活動が上げられ、専門的な意見の発表が並び研究討論せられた。民主政治の下においては地方自治体が市民のために行なうべき施策を行つていかなるべきかは、地方自治体の主体である市民の当然の権利である。これを地方自治体の立場からいへば、その行つてゐる市政についてそのいかに知らせる義務があるわけである。

この職会報活動は市民の政治経済文化産業に深い関係を持ち、直接その生活に接する。市町村に於て最も重要視されなければならない地方自治体の仕事は非常に複雑多岐にわたつており、しかもその多くが市民の日常生活に直接つながりを持つてゐる。地方自治体の施策が、適切であり且つ効果的であれば、その結果は直に市民の生活の上に福利の増進となつて現われて来るし、その反対に適切を欠き効果的でないならば、市民にとつて不幸な結果をもたらすのである。このように地方自治体と住民との関係は極めて身近なものであるから、それぞれ地方自治体は何を行つてゐるかを正しく市民に知らせなければならぬ。そして、このよきな在り方が民主政治の要諦でもある。



副議長 高橋 輝

市議會は民主的な市政の根本であり市民の選良たる議員の活潑且つ公平な活動によつて始めて、明朗公正な市政を期待し得るのであります。故に民主政治市議會に於ける職会活動の状況を市民に周知を爲す事は、市政の公明なる運営として、市民の最も期待せられること、市政は要所に直結する職会の活動と市民の自分の関係にあり、職会その職市民生活に反映し、職会運営が地方自治の根本たる機能であるから、これは市民は職会を職員としてそれを大いのであります。併し市民は夫々生活業務は至難であります。市民の代表として、下

えを決めて行く。選挙は市民がその主権を直接に行使する方式である。市民が選挙という限られた機会だけを

でなく、總えず自ら上に反映するに於て市民の福祉は益々増進なる。市民は或る場々表意を通じて、それ局者に傳へるものである。政治の在り方として自治体が自発的にその関心、それを積極的現するよう努めざる。かような意味での推進機関として、市して市議會報を發刊し、これに開布して、世論の動向を把握して、これを市政に反映させ、政治の民主性を高めるのが市議會の使命が十分それが責である。この本が或る発展に絶大に望する次第である。

改めた。これは、議会関係者に限定的に配布される「非公開的なもの」（旬報6年4月下旬号「あとがき」）だった。市会情報の発信は内向きだったが、ジャーナリズムは関心を寄せていた。

日本放送協会大阪放送局は23年4月上旬に「公選市長の就任1周年回顧」番組と市議による批判座談会を放送したのに次いで、毎年のように市民の自治意識に寄与すべく30分前後の市議会関連番組を流してきた。26年6月9日の放送討論会では、「予算議案が付帯決議だけで通過している。無修正必ずしも悪くないが、物足りないように思う」と司会者が問いかけた。これに対し、市議たちは「これは無修正、原案可決が大阪の伝統的美風だということを理事者が堅持していることにもある」、「理事者が……議案提出までに各派の意向を充分いれて出すのがよろしい。そうすれば無修正で円満に行きしかも、我々の目的は十分に達せられる」と語った（市会旬報26年6月中旬号）。

この伝統的美風の背景には、行政官僚の民衆操縦の手腕があった。占領初期に町内会などの活動が禁止されたが、大阪市では災害救助のための赤十字奉仕団が結成され、町内会に代わって行政協力活動を行うようになっていた。市会では、日赤奉仕団が公共施設の建設費集めなどに動員されていたことが批判されていた。こうした住民活動は、近年まで長きにわたって続き、地域の政治環境をある程度支配してきた。

見方を変えれば、無修正の原案可決という「美風」は多かれ少なかれ、よその議会でも見られた現象である。有権者を覚醒させる議会報の効能は、その政治風土のなかで左右される。民主主義は、内部から成長すべきものだった。

● 陳情、請願への対応

議会で扱う請願や陳情の行方は、関係者が大いに気にすることである。大阪市会週報24年2月17日号は、22年と23年に寄せられた学校建築や私学助成などに関する陳情・請願計48件の処理状況を報告した。

高知市議会ニュースは24年6月10日号の「市民の声は聴かれたか？」で22、23両年に提出された保育園や公民館、図書館設置などにかかわる請願24件の処理状況を報告した。次号では請願の約5倍におよぶ106件の陳情に触れた。電動機税創設反対、私立中学校市費補助、小中学校の校舎増築などがあった。

山口県議会月報26年4月号の「25年1-12月県議会で議決された請願陳情処理状況」は、私立学校の助成金については十分に検討する、国民健康保険団体への助成は財政難のため予算化できない、県観光連盟への助成は40万円を議決した、などと260件余の処

理を説明した。同様に鹿児島市議会報26年7月15日号の「市民の声はどう処理されたか」は、25年度の陳情のうち学校増築、道路建設、国鉄の新駅建設促進など36件への対応を報じていた。

札幌市議会報25年11月号によると、22年以来の請願は95件、陳情が94件におよんだ。同議会報27年11月号の「市民の声は如何に処理されるか」は、5頁にわたって1年半余に寄せられた百件近い請願、陳情の扱いについて説明していた。同年12月号の「回顧」では、件数の多さについて「市民と議会が直結していることの一部」と自賛した。

紙面に有権者の声を載せる試みもよくみられた。月刊鳥取県議会23年9月号で、県婦人団体協議会長は「県会に望む」として、家計を少しでも楽にしようと懸命な私達の願いが議場に結びついて解決されることです、と語った。

● 議会事務局は虚弱であった

地方自治の担い手である議会が議案を審議し、議会報を発行するといった仕事を円滑にすすめるには、議会事務局の機能を充実しなければならない。東京都議会は24年3月の議会局条例により、事務局を議事部（庶務、経理、議事）法制部（議案、企画）の2部5課とした。1年後、都議会事務局は約百人の職員を擁するにいたった（都議会月報25年3月号「議会事務局法制化の意義」）。大阪市会事務局は24年3月、職員数を45人から57人に増やした（同旬報24年9月上旬号）。

都議会の取組みは他の議会から注目されたが、全国的にみると事務局整備は遅々としていた。その整備は、財源と人材を握る首長のさじ加減に左右されがちであった。24年6月に高知市で開かれた四国市議会事務局協議会では、議会事務局設置を地方自治法により法定化するよう関係方面に要請すること、当面は設置条例の制定を各市議長に求めること、事務局職員数の目安として人口5万人以下の市は局長含め5人以上、10万人以下7人、15万人以下12人、15万人以上16人とすることを申し合わせた（高知市議会ニュース24年6月25日号）。

高知市議会ニュース24年9月25日号「各地よりの便り」で取り上げられた川崎市議会の調査報告では、議会事務局の職員数は長崎市が局長以下24人、熊本市は15人、広島市は24人であった。札幌市議会報25年6月号によると、人口15万人の岡山市で局員は17人だが、人口30万人の札幌市は13人とどまっていた。

一方、地方自治庁は事務局設置への熱意に乏しく、鈴木俊一行政連絡部長は24年11月の都道府県議長会幹事会で「法制化することによって却って機構拡大」の恐れがあると

話っていた（北海道議会時報24年12月号）。行政機構の簡素化を優先していたのである。

結局、国会での議員提案のもと、議会事務局の設置は25年5月の地方自治法改正により、都道府県議会の必置となり、市議会は条例で設けることとなった。事務局を置かない市町村議会は書記長と書記を置く、町村は書記長をおかないこともできるとされた。

しかし、各地で事務局設置が直ちに本格化したわけではなかった。執行機関は引込み思案であった。議会の重要性を市民に訴える特集号とされた札幌市議会報25年11月号は、議員提案の有無が話題となった座談会を載せていたが、市助役は「これを盛んにするには議会事務局を拡充強化する必要がある」と語るにとどまった。

山口県議会月報26年2月号掲載の「県下市町村議会並びに事務局現況調査」によると、事務局職員数は宇部、岩国、小野田市で7人。下関、防府市が6人。町村は兼任で1人が多い。同月報26年12月号「全国都道府県議会事務局職員定員表」では、職員数の最大は東京都の106人、最低が石川県の18人で、山口県は26人とほぼ中位にあった。

議会事務局の必要性は戦前から認識され、一部の自治体では実際に設置されていた。たとえば横浜市が昭和14年に定めた市会事務局規程は、事務局に書記長、主事、書記などを置き、庶務、議事の2課の構成としていた。議員や関係者に議事録を配布することが役割のひとつだった（横浜市会史第6巻資料編p.285）。

山口県議会月報25年4月号の「山口県会小史」は、昭和4年11月の県会で可決された事務局設置建議が実現にいたらなかった経緯を述べている。議長から知事に出され建議案には「全国道府県会議長の決議に基き……県会事務局を設置し常設県書記を常置するの緊要なるを認め経費の計上を要請する所ありたるも、未だ之が発案を見るに至らざるは遺憾とする所なり。之に関する追加更生予算案を速に提出されんことを要望す」とあった。この時期に、道府県会議長の組織が設置を要請していたのである。

議会の財源のありようも注目された。24年5月の全国都道府県議長会では、議会に属する予算の執行権の独立化などに関して地方自治法改正を求める議案が採択された（鳥取県議会月報24年5月号）。この問題は、26年1月の全国市議会議長会臨時総会でも取り上げられた（札幌市議会報26年2月号）。

都議会月報27年6月号および山口県議会月報同年10月号の「27年度都道府県議会費」によると、各都道府県の予算総額に対する議会費の比率は、最高でも1%弱であった。すなわち、最高の奈良県が0.93%であって、最低の東京都は0.25%（絶対額は最高で1億3,200万余円）であり、全国平均が0.51%であった。奈良県に次ぐ高位は鳥取県0.91%で、これに滋賀県、熊本県、兵庫県、大阪府などが続いた。住民一人当たり議会

費は、最高が鳥取県51円、最低は千葉県13円で、全国平均は23円であった。議会財源の多寡は、議会報発行などにも影響を与えた。

● アメリカ地方議会への注目

初期の議会はともすれば、執行部の協賛機関にすぎないと批判された。議会が立法者として自ら議案を起草し、提出された議案の審議を行うには、一定の知識が必要とされる。そのために、占領国であるアメリカの地方議会との比較から、議会独自の政策決定を補助する機関の設置が望まれていた。

アメリカでは、明確な権力分立制度のもと州議会が立法調査委員会を設けて、議案の起草や州政府予算の調査分析、調査報告書の作成などをサポートする例があった。鹿児島市議会報24年2月号の「地方議会と新設されるべき専門職員の内容」は、アメリカ州議会での法案起草や調査活動を行う専門職員制度に着目している。

都議会月報24年11月号は、参議院地方行政委員会専門調査室編「地方議会と立法の補助機関」を紹介した。これは「議会に対する批判は協賛機関に止る傾向の強いことは、議会が事実関係を明らかにし政策決定に独自の判断を下すについて補助機関に欠くところあるも一つの原因と見得る」と述べ、補助機関の具体例として都議会事務局をあげていた。

さらに同論文は、政府の地方自治法改正案に議会定例会を年6回から4回に減らす案が出ていたことに関連して、それによって審議のための補助機関の拡張がいっそう必要になると指摘した。定例会の削減は約3年後に現実化するが、政策立案能力の弱い議会は為すすべがなかったのである。こうしたコメントは、地方自治庁の議会軽視の姿勢を暗に批判するものであった。

高知市議会ニュース25年1月25日号「議会事務局は資料の提供に重点を置け」は、議会が執行部提案について独自に判断するためには、議会が独自にその資料を収集すべきだと提起した。議会に提供される資料は、首長提出議案の説明に有利なものばかりに集中されて、執行機関の一方的な意向が議会にもちこまれがちだった。地方自治法を改正して、議会に専門職員制度を設けることができるよう明文化すべきだというものであった。

このように議会と執行機関が厳格に分立したアメリカの事情がしきりに引用されたが、国内での専門職員の充実は進まなかった。世間で地方議員の定数削減の是非が論じられていた26年1月下旬の全国市議会議長会臨時総会は、定数削減に対して「事務局の専門

職員の充実を見ない現状において絶対反対」と表明した（札幌市議会報26年2月号）。地方議会は、冷淡な地方自治庁と他人行儀の自治体執行部の谷間で苦闘していたのである。

● 議会の予算増額修正権は軽視された

議会の大きな関心事は、予算増額修正権にかかわるものであった。議会が二元代表制の脇役、つまり執行部の追認機関として甘んじていたわけではなかった。

かつての議会は、予算編成を含めて一定の裁量権を発揮していた。昭和4年の地方制度改正は、地方議員の議案提出権を認め、首長の原案執行権に制約を加えていた（中川剛「地方自治制度史」p.161-）。議会が予算を増額修正できるかどうか明確ではなかったが、首長の発案権を侵害しない範囲での増額修正が慣例化していた。この修正権は昭和18年の改正で全面的に禁止されたが、昭和21年の第1次地方制度改革により、ほんの一時期だけ復活していた。

しかし、22年12月の地方自治法改正は、議会の予算増額修正について首長の予算提出権限を侵さない範囲と明確化した。これは、第1次地方制度改革のとき総司令部の反対で法文に規定しなかったものを明文化したのである（都議会事務局、高木鉦作・大森彌「首長制度と地方議会」p.51）。地方議員にとって、この経緯はかつての議会の自由度をうかがわせるものであった。

都議会月報24年5月号で、都議会企画課長が「地方議会に於ける予算の増額修正の限界について」と題して、次のように述べている。「昭和21年10月の地方制度改革の際、禁止規定が削除され、18年改正以前と同様、解釈上増額修正が可能とされた。その理由の第一は予算の発案権を首長に専属させて……議会にかような判断、見通しがつかぬと断定して増額修正権を否定するのは執行機関の独善的見解であるということ、第二に減額する権限が認められている以上、増額する権限も容認されるべきこと、第三に増額修正が許される結果、実際に即応した生きた予算となる訳であること等である」。

各地の市議会事務局長らの会合では、議会の予算案修正が市長の権限を侵すとは具体的に何を指すのかといった議論が繰り返された。ささやかな増額修正であっても、議会報では大げさに報じられた。月刊鳥取県議会23年8月号には「追加予算、嵐を呼ぶ」と見出しが躍った。同年5月の定例会に7,341万余円の追加予算が提出されたが、紛糾の末、465万8千余円の増額修正が加えられた。

議員による発案はどの程度だったのであろう。高知市議会ニュース26年4月30日「第

1期議会4カ年の回顧」によると、22年5月から26年4月までの間に市長提出議案が計768件だったのに対し、議会提出議案は計129件であったが、その詳細は不明である。

● 常任委員会の事前審査は制約された

いずれの議会報も、常任委員会の動きをくわしく伝えている。地方自治法により導入された常任委員会は、議会閉会中でも首長や議員側からの提案議案の審議や請願・陳情の審査などを行った。常任委員会委員長が討論採択の結果を本会議に報告して、本会議はこの討論後に採択を行うこととされた。

しかし、初期の議会では、予算の執行など純然たる執行機関の権限をも、事前審査の対象としているところがあった。これに関して鈴木俊一総務庁自治課長が警告を発した。鈴木は、次の会期に提案予定の条例案、予算案などの大綱について事前審査の名の下に常任委員会が審査している事例に対して、「健全な議会運営の軌道とはいいい難い」と述べ、また「予算に計上された経費の支出について、かさねて委員会への協議を要求することは行き過ぎ」で、「常任委員会が英国式の執行委員会と異なり単なる議会の審査委員会である以上、容認し難いところであり、かくの如き慣行は執行機関の責任を不明確ならしめ、執行の能率と公正を阻害すると思われる」と非難した（高知市議会ニュース24年1月15日号。同月発行の「地方議会」『地方議会の運営について』より転載）。

ここでいう英国式の執行委員会は、当時の英国のシステムで、地方議会の各委員会が執行機関となる議会統治型であった。議会と執行機関がともに公選される日本とは大きく異なっていた。この警告は、中央官僚による議会運営への関与であった。常任委員会の活動を抑えようという態度は、議会に対する執行部の優位性を強めるものでもあった。

高知市議会ニュース24年3月5日号に載った「市議会観」は、「予算その他諸議案は常任委員会で審議し、それを本会議に付議し形式的質問応答を行い可決するといった単調なイージーゴーイングの議会が繰り返されている。これで市民の希望及び議員の抱負意見が十分市政に反映されつつあるだろうか」と不満を投げかけていた。

やがて、常任委員会のあり方に変化も現れてきた。高知市議会ニュース24年7月30日号「各地よりの便り」によると、京都市議会が常任委員会改組要綱を定め、市会提出議案の原案に対する常任委員会の事前審査は行わないこと、予算に関連ある議案は予算委員会に付託することとした。

討議の仕方にも、工夫がなされるようになった。国会に新しく採用された自由討議の制度は地方自治法には根拠がなかったが、高知市議会は26年10月23日に、議員の隔意な

い意見交換と議会のスムーズな運営をはかるため、議員協議会を誕生させた。毎月上旬に議会の関係事項について自由討議をする、議員の過半数の出席を必要とせず、原則として裁決を行わないというものであった（高知市議会ニュース26年11月10日号）。また、鹿児島市議会は27年1月に予算編成などをテーマに自由討議を行い、25年度計上した土木費で3割以上の不用額を出した経緯や警察費をめぐって論戦を交わした（鹿児島市議会報27年3月15日号）。自由討議は、議会の意思表示に直接つながらなかったが、議員の意思発表の場になり、首長主体の議会運営に歯止めをかけることにもなった。

一方で、議会は議場外の有権者との交流にさほど積極的ではなかった。常任委員会が地方自治法によって開く公聴会は、議会審議への住民参加の仕組みであるが、その実践ははかばかしくなかった。公聴会は予算その他重要な議案、陳情などについて利害関係者や学識経験者らから意見を聞く場であるが、その実例は少なかった。自治体執行部が法律に基づかない一般的な公聴会を開いていたこともあって、議会の公聴会への理解が浸透していなかったのである。

高知市議会ニュース24年4月10日号の「公聴会振るわず」によると、高松市議会建設委員会の都市計画に関する公聴会は参加者が約100人、同博覧会運営委員会の公聴会は27人にすぎなかった。

高知市議会初の公聴会は、24年7月5日に「公立高校再編問題」をめぐって開かれ、教育常任委員会が指名した10人と公募の1人、計11人の公述人が再編原案について賛否や代案を述べた。傍聴者は300人を超し盛況だったという（同市議会ニュース24年7月15日号）。

4. 問われる地方行政制度

● 自治の逆コース

地方議会の前途に、暗雲が垂れ込めてきた。地方自治庁が財政危機を背景に、地方自治法を改正して、議員定数の削減や定例会の縮小などを検討しているのである。占領下で曲がりなりにも地味をたくわえてきた議会が、希望を失いかねない状況を迎えた。

高知市議会ニュース26年11月10日号の「あとがき」は、「鳴りもの入りで民主革命の線を濃く打出してきた6年の実績は、魂の抜けがらに過ぎなかったのだろうか。民主主義的な諸制度を飽くまで守り抜く努力がなされなければならない。デモクラシーとは時

間と手間がかかるといわれているが、急がば廻れであり念には念を入れよと心得たい」と訴えていた。

北海道議会時報27年2月号によると、1月22日の都道府県議長会幹事会で地方自治庁の鈴木俊一次長が、行政の簡素化を狙った地方自治法改正草案について説明した。鈴木は、戦後の地方行政制度について「民主化ということを絶対の要件としたために、合理性の点からも能率の点からも問題があったという反省に基づいて」修正する必要があると述べ、第二の制度改革に意欲をみせた。地方議会の定例会開催を減らし、議員定数の縮減を図るといった簡素化により、行政諸経費は相当に節約されると語った。これは、民主化に代えてコスト削減を優先するものであった。

サンフランシスコ講和条約締結翌年の27年9月施行の地方自治法改正は、自治体運営の簡素化と能率化によって経費を節約することをねらい、東京都特別区長の公選制を廃止して区議会が都知事の同意を得て選任すること、市町村合併を促進すること、都道府県議会の定数を条例で減少できることなどを明文化した。

毎年6回以上開かれてきた定例会は開会を年4回に制限され、臨時会で補うこととなった。これにともなって、多くの議会報は発行回数を減らした。24年8月以来ほぼ月刊だった鹿児島市議会報は27年11月第31号の編集後記で、年4回の季刊とすることを告げた。

地方自治の逆コースはさらにすすめられ、31年の地方自治法改正によって、一部自治体の議会は政務調査研究の資金源を失うこととなった。つまり、議会は“兵糧攻め”の状況に追い込まれたのである。

● わがかたちに似たるもの

講和条約の締結があった26年9月にアメリカの行政学者ジョージ・A・ワープが、日本の地方行政団体の招待で来日した。すでに“逆コース”の序盤に入った時期であった。

半年間の国内見聞の後、ワープは27年11月、サン・アントニオ市で「わがかたちに似たるもの」（都市問題28年8月号）と題して講演した。彼は、アメリカをはじめとする先進国の状況を踏まえて、地方自治のかたちが程度の差はあれ、それぞれ時代とともに変遷するであろうことをおぼろげに示唆している。ワープは、次のように述べた。

占領政策のもと、「われわれは日本国憲法の中に、地方公共団体の行政執行の長は直接公選でなければならないという規定を書き入れた。その際、われわれは、アメリカ合衆国における傾向が明らかに地方の執行機関を公選することをやめて、日本の旧制度と

似た選任の方向に向いている事実を無視した」。

日本の地方行政は「アメリカ型 — とくに一時代前の型 — に似通っている。その理由は、占領軍当局者が通曉していた型が一時代前の型であったかららしい」。総司令部民政局で地方行政に関与した弁護士や実業家、職業軍人らの助言者は、地方行政の経験がなかった。当時のアメリカの実態は、市長・議会制に代わって、シティ・マネジャー制（議会・マネジャー、議会・支配人制ともいう）のタイプが増えつつあったのである。

「われわれは、民主的制度が適切に働くのに必要な態度を等閑視した。おそらく、われわれが今日いまだ学びとっていない教訓、それは、民主主義は内部から成長しなければならないものであり、それを奨励することはできるかも知れないが、外部から強制することはできないということである」。この結びは、占領者にとっての教訓として述べられたのだが、むしろ日本国民が反芻すべき言葉であった。

ワープは、日本側に報告書「日本の地方行政に関する若干の考察」（都市問題27年10月号）を提出していた。それによると、自治体執行部は「普通の行政事務について議会の委員会がいわゆる余計な干渉をするのに対し批判的であり」、「議会事務局のぼう大なことに対し批判的であり、事務局の規模と職員の活動になんらかの制限を設けなければならないと感じております」。ワープは、民主政治の初歩の時代にある議会を抑制すべきではないとみていた。

アメリカの制度について、札幌市議会報27年8月号は、日本と類似の市長・議会型のほか、数人の委員会が議決機関と執行機関を兼ねる委員会型、議会・支配人型の特性を列挙したうえ、合衆国政府および州と自治体の間に権力関係はみられないと述べていた。

● 画一化、均一化の呪縛

ワープは、中央政府による地方制度の画一化についても懸念していた。「地方自治庁の役人の考え方にしみわっているように思われる『画一性』への情熱は困ったものであります。画一性というのは地方自治の正反対であります。すなわち、地方自治は行政事務を自由に選択する意味をもっております」。つまり、行政組織を自由に選べることを重くみていた。地方行政を全国画一化することは、戦前から中央官僚の習い性であった。

この懸念は、沖縄の本土復帰の時に現実のものとなった。かつては、琉球政府立法院議会が立法院事務局をもち、議員数32人に対し事務局職員定数は122人であった。アメリカ流の厳格な権力分立制度のもと、議員に立法案や予算案の提出権が専属していた。しかし、昭和47年5月の復帰後に、沖縄県は地方自治法に依拠する二元代表制となった。

議員定数44人に対し事務局職員定数は47人と以前の半数以下となり、議員たちは執行部の追認機関といわれる状況に陥った（当時の沖縄の議会事情については黒柳保則が沖縄法学2015年44号「日本復帰と二つの『議会』——権力移行期における琉球政府立法院と沖縄県議会」で詳述している。自治総研ブックス^⑬「市民自治講座後編」広瀬克哉『自治体議員・議員の仕事』で紹介）。

沖縄に芽生えていた可能性をつむんでしまった全国画一化という呪縛は、本土各地で自治への挑戦の機会を奪ってきたのである。

5. 議会再生の手がかり

● 戦後改革と議会の弱体化

戦後の起伏に富んだ時期の議会報は、議会が中心になって施策の推進をさぐった歴史の断面を物語っている。地方自治の強化に向けたさまざまな営みにもかかわらず、議員活動を支える議会事務局は職員が少なく、その財源は乏しかった。議会の予算増額修正権が軽視され、常任委員会の事前審査の活動は制約されがちであった。首長自体も、少なからず議会の権限拡充に消極的であった。結果として、議会は執行部の単なる協賛機関ではないかという自問が繰り返されたのである。

各地の議会はこうした問題提起を大合唱してきたが、それだけではなく、逆コースの追い打ちを受けて、議会の存在感は弱められることになった。初期に躍動した議会が自主性を欠くにいたる要因のひとつは、まさに戦後改革の不徹底にあったのである。

さらに、行政機能の拡大が議会活動の領域を狭め、議会の政策提案活動は停滞していた。すでに議会の定例会開催は減っていた。昭和30年代なかばから、自治体執行機関は総合計画や基本計画を策定し、それに基づいて予算を組むようになり、議会は政策決定過程から遠ざけられる傾向が生じていた（前掲、高木鉦作・大森彌）。

● 二つの情報媒体

議会は権限と財源、補助スタッフといった政治資源の乏しさもあって、自らの発信力を弱める一方で、執行機関側の広報活動は影響力を強めてきた。二元体制下の二つの情報媒体は、地域民主主義と併存できるのであろうか。

武蔵野市議会報40年10月の100号記念特集号で、佐藤竺成蹊大助教授（当時）は行政

広報紙について「政治的色彩をとりぞくことが理想だとする謬見がひろくみられ」、その結果「おしらせ的なものだけに墮するか、味もそっけもない無味乾燥な記事の羅列におわることになりがちで」「とかく臭いものにふたをする傾向が強かった」と述べた。一方、審議を通じて争点を明らかにする議会報については「議会と市民をつなぐ有力なパイプとして、太く逞しく成長させられなければならない」と力説した。議会報や行政広報紙は決定した政策を周知させるものであり、この過程を反復して市民との間に血の通った関係を生み出すことが望ましいと主張した。

こうして、政治的な表現の自由を支える政治風土が培われ、地域民主主義を深めることになる。行政広報紙はともすれば従順な有権者を育てがちなのに対し、議会報は政治的に敏感な有権者の増殖に奉仕するものである。

行政学者の井出嘉憲は42年の著書で、行政広報が普及した条件として、地方新聞の発言権が小さく、行政広報と新聞の間に摩擦が小さかったこと、自治体の権力構造内で議会や政党の発言権が弱く、行政広報の採用に対する政治的抵抗が少なかったことなどをあげている（「行政広報論」p.148）。この時期には、行政広報紙は主要な市町村で発行されていた。

それから約十年後に旧内務官僚の鈴木俊一は「議会が執行機関と別箇に広報活動を行うことは、都道府県大都市等相当大規模の自治体について考えられることである。単独で『議会だより』を全戸に配布する如きは理想ではあるが、すべてに望むことは無理である。単独の広報紙の発行、執行機関側の広報紙の活用、一般の新聞紙、ラジオ、テレビ等の活用策を講じるべきである」（「鈴木俊一著作集第2巻」p.604 昭和53年10月「地方自治」371号「府県会規則発布百年に当って地方議会制度について考える」とみていた。

地方行政制度のグランドデザインに関与した鈴木、行政広報の枠組みづくりに影響を与えた井出の二人はともに、議会によって培われる政治風土の大切さを省みようとはしなかった。

一般論として、執行機関の広報紙と比べ、議会報の方がどこにどういう問題があるかが分かりやすいのは事実である。議会報は、行政を監視し、地域の多様な意見・論点を明らかにするなど行政広報紙にはできない役割を果たしている。また、地方議会は、国政参加の一環として、住民の意見や要望を意見書にまとめ国会や政府に提出しており、首長が及び腰の課題にも大胆に取り組んでいる。

しかし、住民へ議会活動を知らせるべき議会報は、その発行がおおむね定例会終了か

ら1か月以上遅れており、双方向性の言論空間としてはひどくタイミングを失っている。こうした議会報は、住民の政治的反応を覚醒させるよりも、むしろ鈍化させ、錆びつかせかねない。コミュニケーションの敏速さと濃密さが、政治に関心を深める公衆をつくり出すのである。

地方議会は、議会報が人材と財源で圧倒的な行政広報紙の不足分を補い、相応の影響力をもつメディアとなりうる可能性を秘めていることに気づくべきである。

● 選良意識の打破

行政主導の広報広聴活動がひろがる一方、議会による公聴会開催は減少し、議会への住民参加の仕組みを活かす機会が少なくなっていた。それどころか、議員こそが住民自治の代表であるとする選良意識のゆえに、議会はともすれば、住民投票制度に消極的であった。

エリート意識を鼻にかけがちな議員たちに対して、有権者たちは自らの目線から問題提起をしている。神奈川県相模原市の市民団体「相模原市議会をよくする会」は平成11年から議会傍聴をはじめ、手づくりの議会報ともいべき広報紙The Galleryを発行している。同会は、議会運営委員会や全員協議会の公開、政務調査費収支報告書の閲覧などの実現をはかってきた。政策提案能力などを問う「議員の通信簿」という同会の議員評価方式は、各地の議会ウォッチング運動で実践されるようになった。

議会は住民参加型の自治体広報紙に対しても、その廃刊を促すなど冷ややかな対応をとりがちであった。たとえば、埼玉県嵐山町では、旧菅谷村だった昭和25年以来、住民の編集委員会が広報紙「報道」を編集していたが、町議会が非協力の態度を続けたため平成9年に廃刊に追い込まれた。その後、町議会は議会改革の一環として議会活動への住民参加を呼びかけたが、住民の反応はいまひとつであった。近年では、愛知県犬山市議会がNPO団体への「広報いぬやま」の編集委託に強く反対し、委託業務が廃止されている。

これらの参加型広報紙は、さまざまな地域課題をめぐって、議会と執行機関および住民との間に緊張関係をつくり出し、市民参加の機会をひろげる役割を果たしていたのである。

議員が選良意識を捨ててくれば、住民の自覚が高まって、政治指導者によって上から与えられるものに代わる自治の実現をめざすであろう。選挙権年齢の引き下げとともに、将来の社会を背負う若者たちへ訴求し、自治への関心を高めていけば、いずれ住民

自治の進展にもつながる。

● 政治資源の均等化へ

議会は自ら資料を分析して政策を形成する能力がなければ形骸化するし、自ら決定した政策を住民に理解してもらおう手段と能力に欠けていれば、能力のある官僚機構の下風に立たざるをえなくなる。

昭和31年地方自治法改正によって議員への調査研究費の支給が不可能になったとき、各地で混乱が目撃された。北海道議会時報31年1月号の「地方行政疑義問答集」は、県議会会派を通じて議員1人当たり月1万円の調査研究旅費が支給できなくなった鹿児島県の事例を紹介していた（国会図書館、調査と情報608号「政務調査費制度の概要と近年の動向」p. 1－2、および加藤幸雄「新・市町村議会の常識」p. 74）。

やがて、議員個人ではなく会派に対する調査交付金が地方自治法の補助交付規定で支給されることになった。しかし、会派への補助が首長の裁量対象となることから、首長と会派との関係では対等ではないことへの反発が強まった。都道府県、市、町村議長の全国的の運動を経て、平成12年の改正で政務調査費制度が導入され、さらに同24年改正で政務活動費となった。これによって、政務調査・政務活動費に関して議会と首長は対等関係となり、大きな変化がもたらされた。

しかし、こうした変化がどれほど議員の政策立案能力を高めたかは明白ではない。平成27年4月11日に毎日新聞が報じた全国地方議会アンケート調査（議会の89%、1,788議会が回答）によると、平成23年から4年間で50%の議会は執行機関の提案に否決も修正もしなかった。否決・修正案提案の議会は全体の15%だった。

会派や議員の政務活動費は増大しているが、その用途をめぐって私的流用、公私混同などが近年ひっきりなしに問われ、辞職と選挙が繰り返されている。これは、議会自体が“タコツボ文化”に陥って、リスクやチャンスを見逃していることを物語っている。

議会監視団体やジャーナリズムの視線は、議会制民主主義の条件整備を促している。議会事務局による議員への補助機能は依然として弱い。政治資源のうち、財源では部分的に対等性が実現したが、人材は未解決である。財源と人材を議会事務局の拡充、議会報発行頻度の増加、その紙面の充実などに向ける動きは見られない。こうした対応が現実のものとなって、初めて議会も有権者もよりよい判断をすることになるだろう。

かつての議会の活躍は、けっして占領下のあだ花ではなかった。そこには、議員たちが苦心惨憺して築いた黄金の宝庫が埋もれている。再生の道は、ひとりでに目の前に現

れるわけではない。地方議会は議会基本条例の制定に甘んじることなく、条例に込められた精神を血肉とした文化をつくりあげなければならない。地域民主主義にかかわる議会の歩みは、終わりのない旅である。

(おおわだ けんたろう ジャーナリスト)

キーワード：地方議会報／議会事務局／政務活動費／
予算修正権／常任委員会